

シリーズ企画

オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その20)

①美唄市条例成立で記念講演

②「弘前市たばこの健康被害防止対策の指針(案)」にパブコメ144件

北九州市医師会広報委員会委員
産業医科大学産業生態科学研究所
健康開発科学研究室 教授

大和 浩

①美唄市受動喫煙防止条例が7月に施行

2015年12月、市町村レベルでは初となる美唄市受動喫煙防止条例が成立し、2016年7月から施行されます。本医師会報でも過去4回にわたり紹介してきました。

- ・2015年6月号「美唄市の試みとパブリックコメントに対するタバコ産業の妨害」
- ・2015年11月号「美唄市の条例化を妨害するタバコ産業」
- ・2016年2月号「美唄市受動喫煙防止条例成立」
- ・2016年4月号「美唄市へのふるさと納税」

条例成立を阻止するために、JTは東京本社から社会環境推進担当部長を美唄市に派遣して高橋市長に「受動喫煙の有害性は証明されていない。条例で強制すべきではない」と申し入れを行っただけでなく、週刊ポストの「美しい分煙社会の作り方」に下記のタイトルで2回にわたって高橋市長との対談を掲載し、猛烈な妨害工作を行った*。

「大自然に包まれた北海道美唄市で『禁煙条例』騒動が持ち上がった(6月5日号)」

「北海道美唄市長に問う『独自の禁煙条例化は、医師会に市政協力を求めるためのパートナーですか?』(6月19日号)」

さらに、11月20日号には、

「北海道美唄市『禁煙条例化』に見る規制推進派の“分煙拒否”は正しいか」

として、昨年の本誌6月号が引用され、筆者が高橋市長に対談の想定問答集を送ったことが取り上げられていた(タバコ産業から見れば筆者の行為は

妨害工作)。

*:このようなタバコ産業の妨害が行われるかどうかを「スクリーミングテスト」といいます。タバコ産業が悲鳴を上げる(スクリーム:scream)対策は有効であり、逆に、タバコ産業が行政等と協力しておこなう「20歳までは吸わせない」「拾えば街がきれいになる」は喫煙対策にまったく貢献しません。屋内を禁煙とする条例が本市をはじめ、多くの自治体で成立するように声を上げていきましょう。

タバコ産業の妨害を乗り越えて美唄市条例が成立したのは、高橋市長の方針が揺るがなかったこと、理解力の優れた市議会議員と議員、市長を支える保健福祉部職員が熱意を持って取り組んだこと、美唄市医師会の素晴らしい見識(過疎化と高齢化が進む美唄市には予防医療、特に最大かつ早期の効果が期待できるタバコ対策が最重要)と井門会長による市政への6年間にわたる働きかけ、そして条例検討会に招聘された中村正和先生(地域医療振興協会ヘルスプロモーション研究センターセンター長、日本禁煙推進医師歯科医師連盟副会長)の講演「受動喫煙推進の法的・科学的根拠の解説」の内容が委員たちに正しく伝わったことなどが大きかったと思います。昨年度の研究費で作成した「地方自治体の受動喫煙防止対策(屋内全面禁煙化)を推進するための資料」に美唄市条例の内容と井門先生のコメントを紹介しております。

・ダウンロードは次のURLから



図2. 市民講座の風景（2列目右端は最後まで聴講された高橋市長）



図1. 市民健康フォーラムのポスター

<http://www.tobacco-control.jp/>
 ・冊子を希望される方は
 (yamato@med.uoeh-u.ac.jp)
 にご一報ください

「全面禁煙、飲食店から」 受動喫煙防止条例の美唄で市民フォーラム
 04/03 07:00



【美唄】美唄市受動喫煙防止条例が7月1日に施行されるのの前に、受動喫煙の害をテーマにした市民健康フォーラムが2日、市内のホテルで開かれた。

市医師会や市などの共催で、市民約100人が出席。産業医大の大和浩教授が「なぜ、分煙ではなく屋内全面禁煙が必要なのか!」と題して講演した。

条例では、公共施設などの管理者に施設・敷地内を禁煙とするよう努力義務を課し、飲食店以外の店舗などには施設内で禁煙・分煙に努めることを求めた。

大和教授は、米カリフォルニア州では飲食店など屋内での禁煙を実施後、店の売り上げが伸びたことを紹介。「非喫煙者の来店が増えた。全面禁煙は店のセールスポイントになる」と指摘した。美唄市については「段階を踏んで、子供の来店が多い飲食店などから禁煙化を」と述べた。

また、仕切りのある喫煙所について「人が出入りする際に煙が外に漏れるほか、喫煙所を清掃する人がたばこの煙を吸い続けることになる」と指摘。喫煙所の設置は受動喫煙を防ぐ対策として不十分とした。（加藤千茜）

図3. 北海道新聞に紹介された内容

2016年4月2日、美唄市医師会共催市民健康フォーラムで受動喫煙防止条例記念講演会が開かれ、筆者が招かれました。

美唄市は新千歳空港から1時間半ほどかかるため2泊が必要でした。到着したのは4月1日16時、なんと高橋市長は年度始めの公務予定を30分ずらして前日の打ち合わせに参加していただき、大変感激しました。市役所の担当者からいろいろ裏話を聞いた上で、翌2日、なぜガイドラインでは

なく条例化が必要だったのか、7月から施行される条例は市民の健康のためである、を意識して講演を行いました(図1)。

人口2万3,103人の美唄市で97人の聴講者が集まったことから市民の関心の高さが伝わってきました(図2)。しかも、そのほとんどが一般市民の方でした。

北海道新聞の記者も来ており、翌日の新聞に報道されました(図3)。

ところで、美唄市の担当者が「条例成立後、ふるさと納税が急に増えた」と喜んでいました(図4、5)。筆者も3万円の納税で減農薬ブランド米「ふっくりんこ」、焼き鳥セット、蕎麦セットをいただきました。皆さんも、美唄の名産品を食べながら、美唄市を応援してみませんか？

②弘前市「たばこの健康被害防止対策の指針(案)」

青森県は日本一の短命県です。弘前市の平均寿命は青森県全体よりはやや良いものの全国平均を下回ることから、受動喫煙防止だけでなく喫煙率の減少と次世代の健康の確保を含む「たばこの健康被害防止対策の指針(案)」が検討されました。2015年11月から2016年3月にかけて3回の協議会が開催され、「弘前市たばこの健康被害防止対策の指針(案)」がまとめ、パブリックコメントが募集(2月15～29日)されたことを本誌4月号で紹介しております。その結果が弘前市のホームページに公表されましたが、なんと144件もの意見が寄せられていました(図6)。その前後の別のパブコメには「意見なし」、もしくは数件のみでしたから異常な投稿数です。

主な意見は、①の「全面禁煙の見直し」(=分煙喫煙室を認めて欲しい)と③の「分煙の容認と推進」です。それ以外に「④データの信頼性」「⑥協議会の公平性」等の言葉を変えた投稿もあり、組織票であることをごまかすためのタバコ産業側の涙ぐましい努力が見えます。中には憲法13条「個人の行動の自由」や憲法22条「営業(職業選択)の自由」を根拠に屋内の禁煙化に反対する意見も見られました。筆者が目にしたのはその提出方法です。「健康づくり推進課に持参」された意見はすべて



図4. 市役所の担当職員、井門医師会長(左から二人目)と記念撮影

住所	北海道美唄市西3条南1丁目1番1号
URL	http://www.city.mibai.hokkaido.jp/krs_ttzk.html
TEL	0126-62-3131(代表)

寄附件数・寄附金額情報			
年度	2008年	2009年	2010年
寄附件数	24件	25件	15件
寄附金額	1,640,000円	2,573,000円	1,137,000円
年度	2011年	2012年	2013年
寄附件数	20件	23件	34件
寄附金額	1,275,000円	2,753,000円	6,328,000円
年度	2014年	2015年	
寄附件数	27件	1,346件	
寄附金額	1,348,000円	17,815,000円	

出典: 総務省より ※2015年は4月～9月の期間の情報になります。

図5. 激増した美唄市へのふるさと納税

内容区分	件数
① 民間施設における全面禁煙(敷地内禁煙または建物内禁煙)の抑止・見直しを求める意見	55
② 指針(案)に賛成	36
③ 分煙の容認・推進を求める意見	14
④ 統計データ等の整理に関する意見	11
⑤ 分煙の定義に関する意見	9
⑥ 協議会等の公平性を疑問視する意見	5
⑦ 全面禁煙(敷地内禁煙・建物内禁煙)の推進に関する意見	4
⑧ 屋外での煙の到達範囲に関する意見	3
⑨ 指針の評価に関する意見	1
⑩ たばこ対策全般の推進を求める意見	1
⑪ 条例化を求める意見	1
⑫ 条例化に反対する意見	1
⑬ その他	3
計	144

図6. 弘前市「たばこの健康被害防止対策指針(案)」に寄せられた意見内容の概要

図7. 筆者がふるさと納税をした上で送った意見

弘前市たばこの健康被害防止対策の指針（案）に対する意見等記入用紙

氏名 (法人の場合は法人の名称及び代表者氏名)	産業医科大学 産業生態科学研究所 教授 大和 浩
住所 (所在地)	807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1
在住・在学等の区分 (右記の中から該当する番号すべてに○を付けてください。)	<ul style="list-style-type: none"> 1 弘前市内に住所を有する人 2 弘前市内に事務所等を有する人または団体等 3 弘前市内に勤務する人 4 弘前市内の学校に在学する人 5 弘前市に対して納税義務がある人、または寄附を行う人 6 本指針（案）に利害関係を有する人
<p>ご意見等記入欄（意見等に係る原案の関係ページ、関係箇所を記入の上、意見を記入してください。）</p> <p>弘前市の「たばこの健康被害防止対策の指針（案）」の内容に賛同します。「受動喫煙防止対策の徹底について」（健発 1029 第 5 号、平成 24 年 10 月 29 日）で、少なくとも官公庁と医療施設は全面禁煙」にすべきであることを確認しただけでなく、飲食店等のサービス産業の個人経営の部分にも踏み込んでいること、特に、「従業員にとっては職場」として禁煙化すべき点に踏み込んだことは全国の模範となる指針です。タバコ産業は「分煙を推進すれば良い」と主張します。しかし、「分煙」では飲食店の喫煙席に立ち入らねばならないホールスタッフ、喫煙専用室の清掃をする業者の職業的な受動喫煙が解消できません。喫煙可能なレストランや喫煙室の清掃業者にタバコから発生する微小粒子状物質（PM2.5）を測定するセンサーを装着して働いて貰ったところ、PM2.5 の曝露濃度は数百 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に達することが分かりました。その結果は、日本衛生学雑誌等に論文としても報告しています（添付）。喫煙者の利便性ではなく、労働者の職業的な受動喫煙を防止すること、「自分がそのような環境で働くことが出来るか、自分の身内をそのような環境で働かすことが出来るか」という観点から検討して下さい。「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」では飲食店等のサービス産業を含めて全面禁煙とすることが求められており、すでに 49 カ国が全面禁煙になっています。それらの国では、一般の職場だけでなく飲食店や居酒屋まで禁煙化の範囲が広いほど、つまり、受動喫煙の解消度合いが大きいほど国民の病気が減ったことも報告されています。タバコ産業は「飲食店を禁煙にすると営業収入が減る」と主張します。しかし、世界保健機関（WHO）の分析では、飲食店を全面禁煙にする法律を施行しても営業上の不利益はなかった、と結論しています。受動喫煙を敬遠して外食を敬遠していた（私のような）非喫煙者が飲食店を利用するようになったこと、喫煙者は屋外での喫煙に適應できたためだと考えられます。全面禁煙化は飲食店にとってビジネスチャンスでもあります。</p> <p>弘前市指針（案）は大学と専門学校の敷地内禁煙に触れている点でも画期的です。「いつから吸い始めたか？」という調査では、90%の喫煙者は二十歳前に吸い始めていたことが分かっています。大学と専門学校で吸い始めなければ、喫煙者にはなりません。屋内が禁煙化されれば禁煙する人が増えることも分かっています。</p> <p>全国一の短命県から脱するにはタバコ対策は最優先課題です。弘前市指針を原案のとおり推進して下さい。</p>	

強力な反対意見でした。このように反対意見が目立つように行動することを、一般的に「ノイジー・マイノリティ」といいます。逆に、ほぼ賛成しているが声を上げない集団を「サイレント・マジョリティ」と呼ぶことはよく知られています。タバコ問題を推進するためには、医師会のメンバーが中心となって「ノイジー・マジョリティ」を形成することが大切だと思います。

意見の内容ごとに分類して、一つ一つに丁寧な

回答をつけた一覧表も公表されています。回答には「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」や健康増進法、改正労働安全衛生法、健康日本21（第二次）だけでなく、筆者が測定した微小粒子状物質（PM_{2.5}）の結果も引用されています。タバコ産業とのやりとりの想定問答集としてお手本になりますのでご一読を。特に「ご意見として承ります」というかわし方は勉強になります。

②「指針（案）に賛成」の一つに分類されている筆者の意見を図7に示します。数の上では36件と負

けてしまいましたが、意見の「数」ではなく「内容」により「弘前市たばこの健康被害防止対策の指針」が決定され、その後の条例化にむけて発展していくことを期待しています。

そして、このような地方自治の動きが国レベルの屋内全面禁煙法につながっていくことを期待しています。

〈広報委員会のおまけ情報(その5)〉

せっかく行くなら(美味しい)禁煙のお店へ

少し遅れましたが、2月の広報委員会後に皆で利用したお店です。名前は「トラットリア・ヴァンケット」。場所は馬借の夜間・休日急患センター斜め前です。イタリアン+フレンチのようなカジュアルだけどしっかりとした味わいのある料理を出してくれます。イタリア産を中心にワインも充実の品揃えです。料理は一皿の量が多めなので数人で行ってワイワイ分け合いながらいただくのにぴったり。一人分のコースでも二人で分け合って十分満足な量です。完全禁煙。実は数年前まで喫煙可のお店でした。久しぶりに伺ったら完全禁煙になっていてびっくり。お店の方が私を見るなり「以



前、なぜ禁煙にしないのか? って言われた方ですよ」と声をかけられて、またびっくり。私のような人がたくさんいたらしく、今ではすっかり完全禁煙。飲食店の禁煙はお客からのしつこい要望が大切です。皆さん、頑張ってこんなお店を広げてください。そして禁煙のお店を積極的に利用して、きれいな空気の中でおいしい食事を楽しみましょう!

(担当:大淵)

住所:小倉北区馬借1-13-12

電話番号:093-533-1555

定休日:不定休

営業時間:ランチ 12時~15時

ディナー 18時~24時